

水道事業の概要

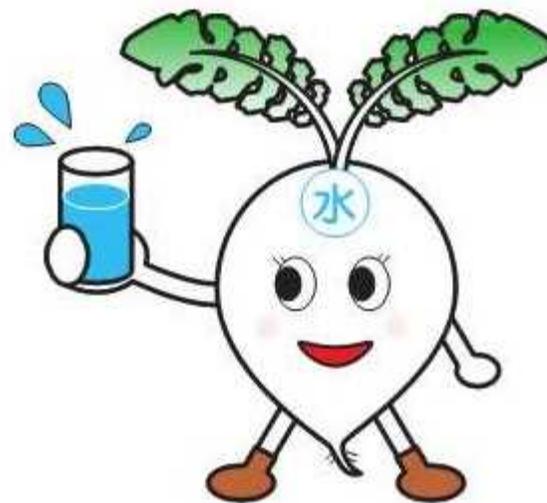
令和4年度 第1回 久御山町上下水道事業経営審議会

令和4年8月1日(月)14:00～

【目次】

- 1 久御山町の水道事業
- 2 公営企業会計について
- 3 水道事業の財政状況

1 久御山町の水道事業



久御山町水道キャラクター

～ くみちゃん ～

(1) 水道事業の沿革

- ・本町の水道事業は昭和43年(1968年)4月に給水を開始して以来、水需要の増大に対応するため、順次、拡張事業を実施してきました。
- ・平成5年(1993年)に認可取得した第3次拡張事業では、計画給水人口22,000人、計画1日最大給水量18,000m³とし、新たに第2浄水場や配水場などの整備を計画しましたが、近年、水需要が減少傾向にあることから、第1期工事(北浦配水場の整備)を終えた時点で、現在は事業を休止しています。

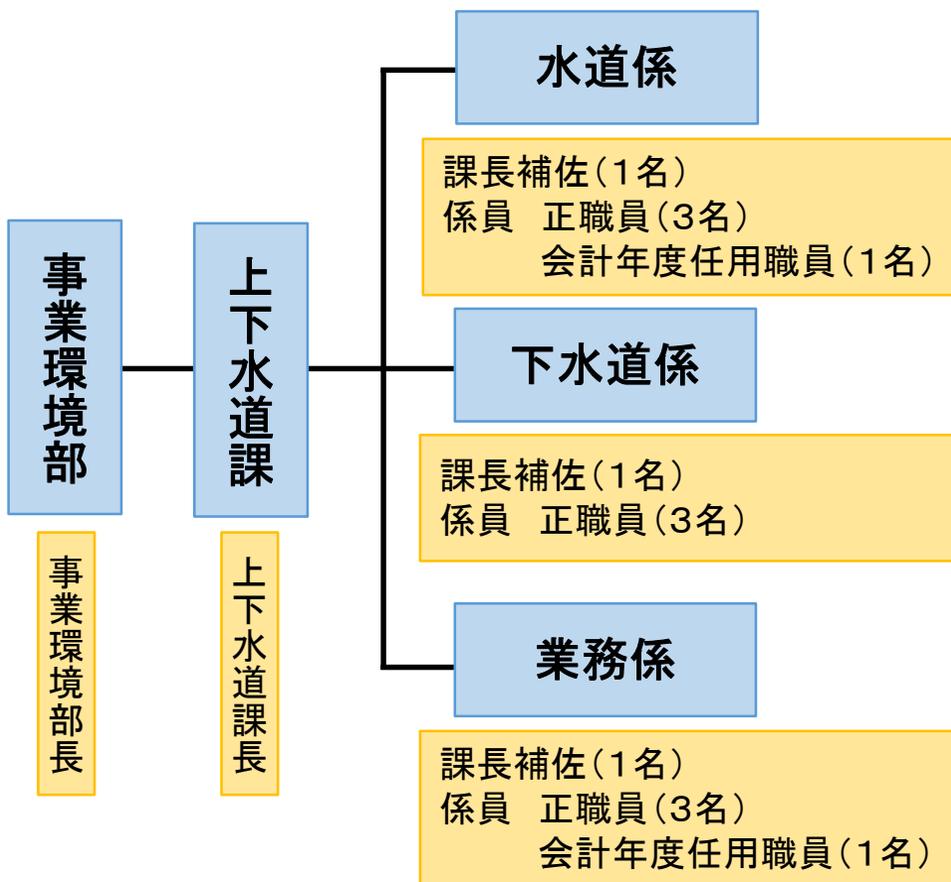
【事業の沿革】

	施工期間		計画値		事業費 (百万円)	事業概要
	着工	竣工	給水人口 (人)	1日最大 給水量 (m ³ /日)		
創 設	S42. 8	S44. 3	10, 000	3, 000	101	佐古浄水場の整備 京都府営水道の受水
第1次拡張	S47. 6	S49. 3	15, 000	10, 000	213	第1、2配水池建設
第2次拡張	S50. 10	S54. 4	20, 000	15, 000	515	第3、4配水池建設 自己水源(深井戸)新設
第3次拡張	H5. 11	継続中	22, 000	18, 000	1, 374	北浦配水場建設 第1期工事(H7. 2竣工)

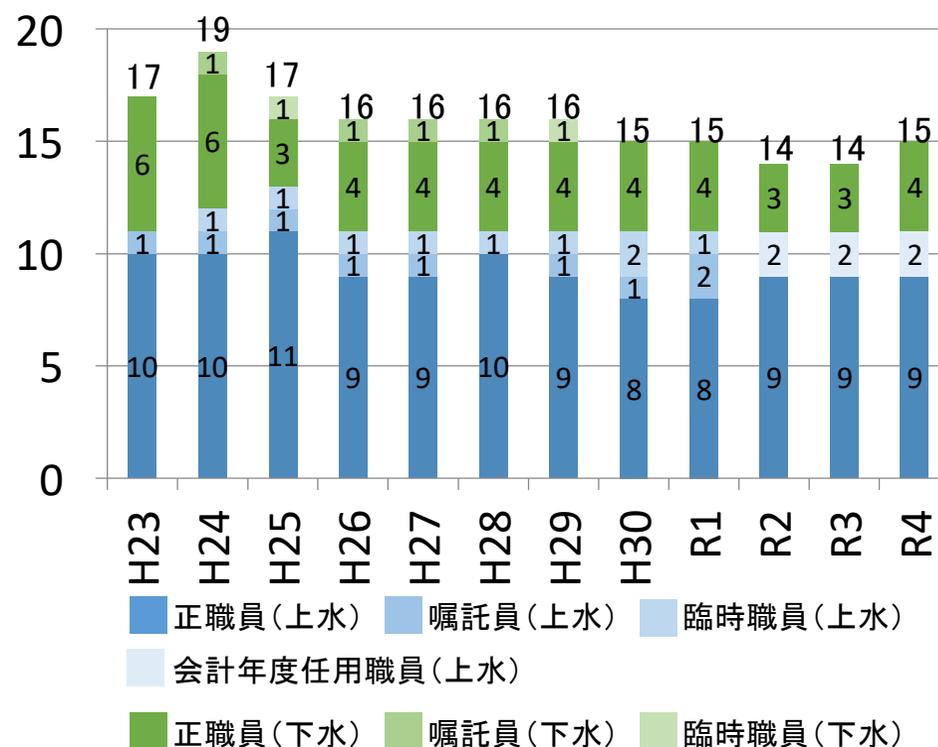
(2) 組織の状況

本町では、平成25年(2013年)4月に機構改革として上下水道部を廃止し、事業建設部に統合、水道事業を所管する水道課と下水道事業を所管する下水道課の組織統合を行い、新たに上下水道課として両事業の運営を行っています。

【組織図(R4. 4. 1現在)】



【上下水道課職員数の推移】

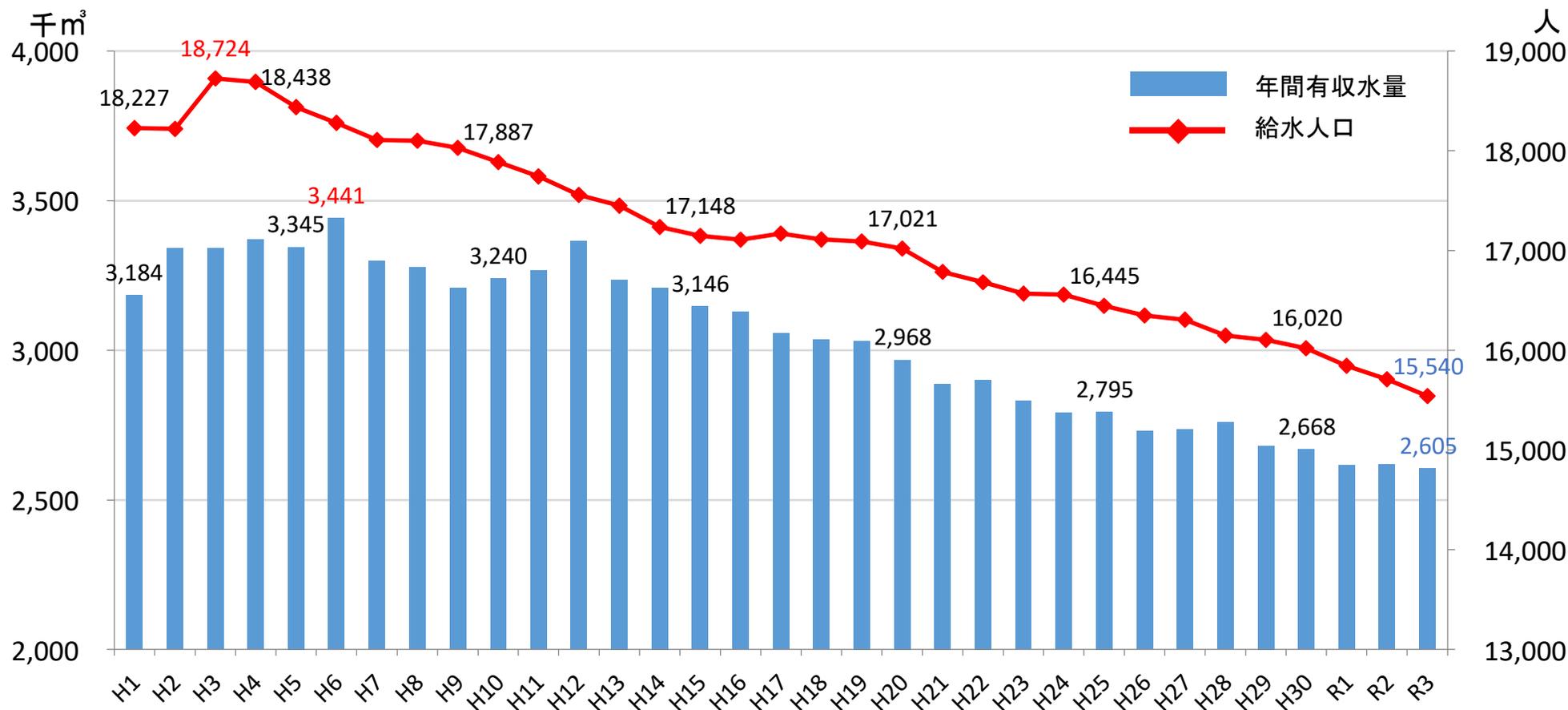


※ 正職員には再任用職員を含む。
 年度途中で退職した者を除く。
 H24～H29まで育児休業中の職員1名を含む(上水)。

(3) 給水人口と有収水量の推移

- ・給水人口は、平成3年度の18,724人をピークに減少傾向にあり、令和3年度には15,540人まで減少しています。
- ・有収水量は、給水人口の減少や節水機器の普及などの理由により、平成6年度の約3,441千 m^3 をピークに減少傾向にあり、令和3年度には約2,605千 m^3 まで減少しています。

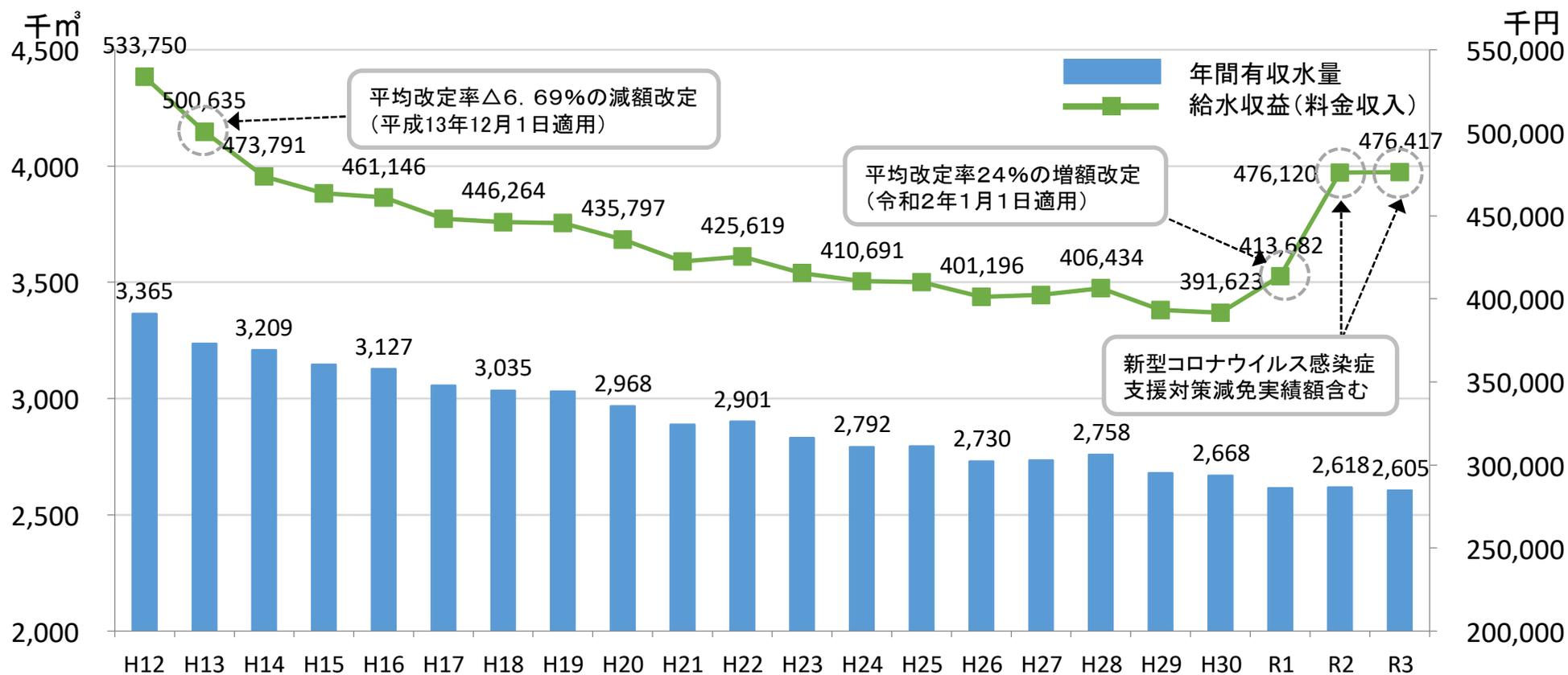
【給水人口・有収水量の推移(平成元年度～令和3年度)】



(4) 有収水量と給水収益の現状

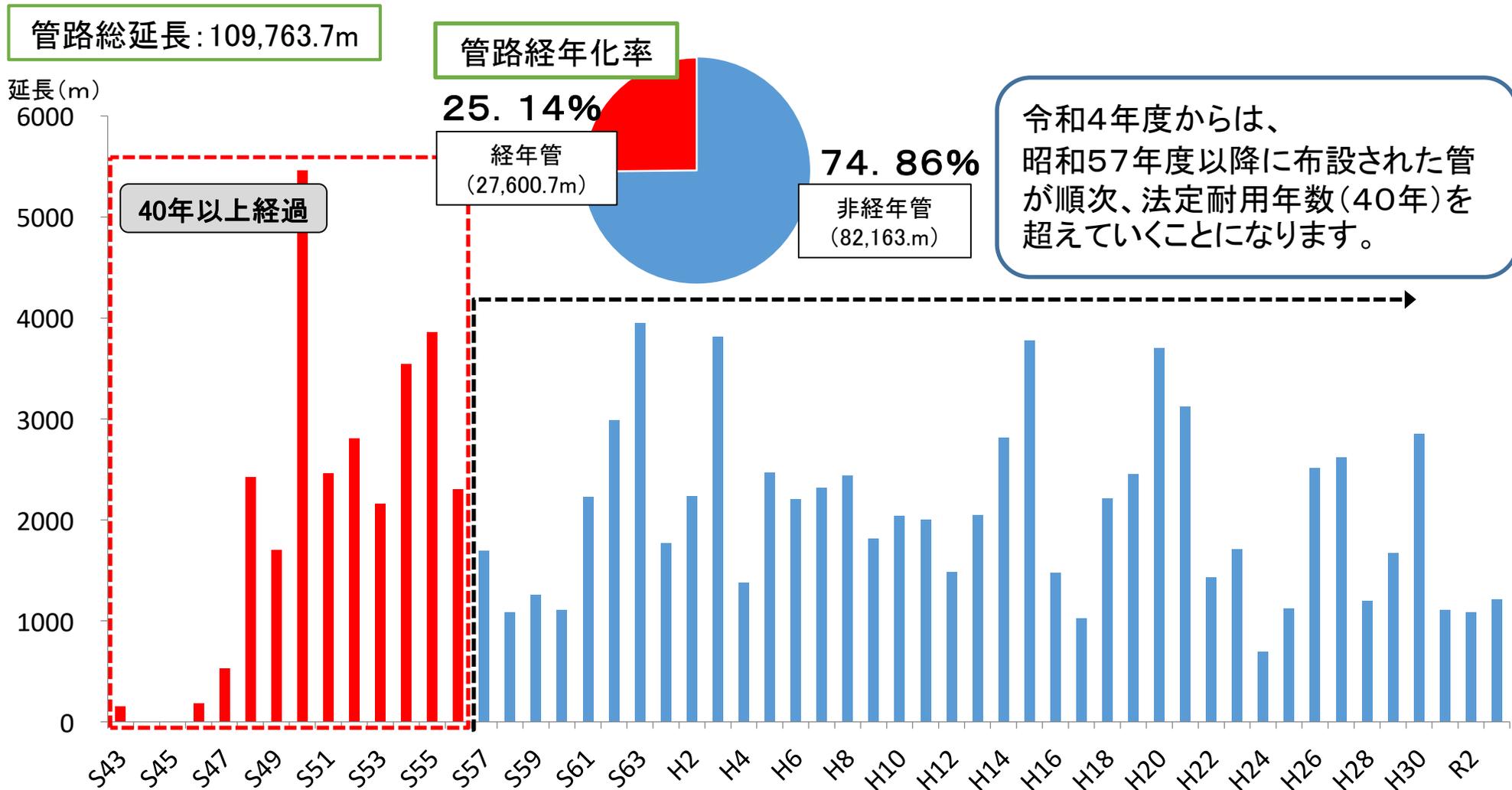
- ・給水収益は、平成13年度の水道料金の減額改定以降、有収水量の減少に伴い減少傾向が続き、平成30年度には391,623千円まで減少していました。
- ・平成30年度に策定した水道事業経営戦略及び水道事業検討委員会の提言に基づき、水道施設の更新・耐震化に必要な財源を確保するため、令和2年1月以後に確定する水道料金から平均改定率24%の増額改定を実施しました。

【有収水量・給水収益の推移(平成12年度～令和3年度)】



(5) 水道管路の現状(令和3年度末)

水道管路の総延長は、令和3年度末で約109.8kmとなり、そのうち法定耐用年数(40年)を超えた経年管は約27.6km(25.14%)となっています。



2 公営企業会計について

(1) 公営企業会計とは

水道事業では、地方公営企業法(以下「法」という。)が適用されることにより、官庁会計(一般会計)と異なる民間企業会計に近い公営企業会計で会計処理をすることとなります。

公営企業会計の特徴

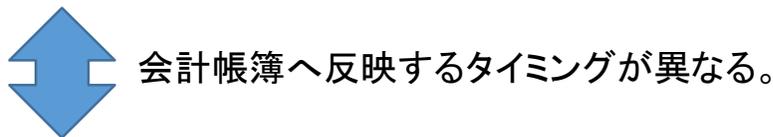
- ・発生主義・複式簿記の採用(法第20条)
一般会計で採用される官庁会計が現金主義、単式簿記であるのに対し、公営企業会計は発生主義、複式簿記で経理を行います。
- ・損益取引と資本取引との区分(法第20条、令第9条)
管理運営に係る取引(損益取引)と建設改良等に係る取引(資本取引)を区分経理することにより、事業年度毎の経営成績を正確に把握できます。

- ・3月決算(法第30条)
一般会計と異なり出納整理期間がありません。毎年3月末を決算日として5月31日までに決算書を作成します。決算実績を早期に把握でき、直ちに決算結果を経営の参考にすることができます。
- ・経営状況の比較
類似の公営企業や民間企業との比較が可能であり、強み弱みを分析することで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことができます。

【発生主義とは】

公営企業会計:発生主義

経済活動の発生という事実に基づき、発生の都度記帳する。



会計帳簿へ反映するタイミングが異なる。

官庁会計:現金主義

現金の収入及び支出に基づき記帳する。

【複式簿記とは】

1つの取引を2つの側面から捉え、「勘定科目」を用いて記録(仕訳)し、帳簿に転記することで財務諸表を作成する一連の手続きのことです。

公営企業会計:複式簿記

取引をその原因と結果に分け仕訳により記録し、財務諸表を作成する手法

仕訳の例

物品100万円 / 現金100万円
(資産の増加) (資産の減少)

官庁会計:単式簿記

一般的に現金・預金の増加・減少(1つの側面)を中心に記録を残す手法

(2) 公営企業会計の仕組み 1/2

【収益的収支(3条予算)と資本的収支(4条予算)】

収益的収支(3条予算)	資本的収支(4条予算)
<p>収益的支出は、支出の結果がその年度の費用として計上されるもので、その年度の収入に対応するものです。収益的収支は損益計算書に反映されることとなります。</p>	<p>資本的支出とは、支出の効果が次年度以降に及び、将来の収入に対応するものです。例えば、サービスの継続的提供の基礎となる施設整備への投資(建設改良)であり、貸借対照表を直接増減させることとなります。</p>

【損益計算書とは】

一事業年度における事業の経営成績を表示
→フローを表す

令和3年度 久御山町水道事業損益計算書
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1 営業収益	477,391,961	営業利益／営業損失 通常の業務活動の損益の結果が表示されます。
2 営業費用	571,246,136	
営業損失	93,854,175	
3 営業外収益	110,107,625	経常利益／経常損失 通常の業務活動の損益に加えて資金調達等に関する損益の結果が表示されます。
4 営業外費用	15,524,712	
経常利益	728,738	純利益／純損失 1年間の全ての損益の結果が表示されます。
当年度純利益	728,738	
前年度繰越欠損金	4,875,989	
当年度未処理欠損金	4,147,251	

【貸借対照表とは】

一定の時点における財政状態を表示
→ストックを表す

令和3年度 久御山町水道事業貸借対照表
(令和4年3月31日)

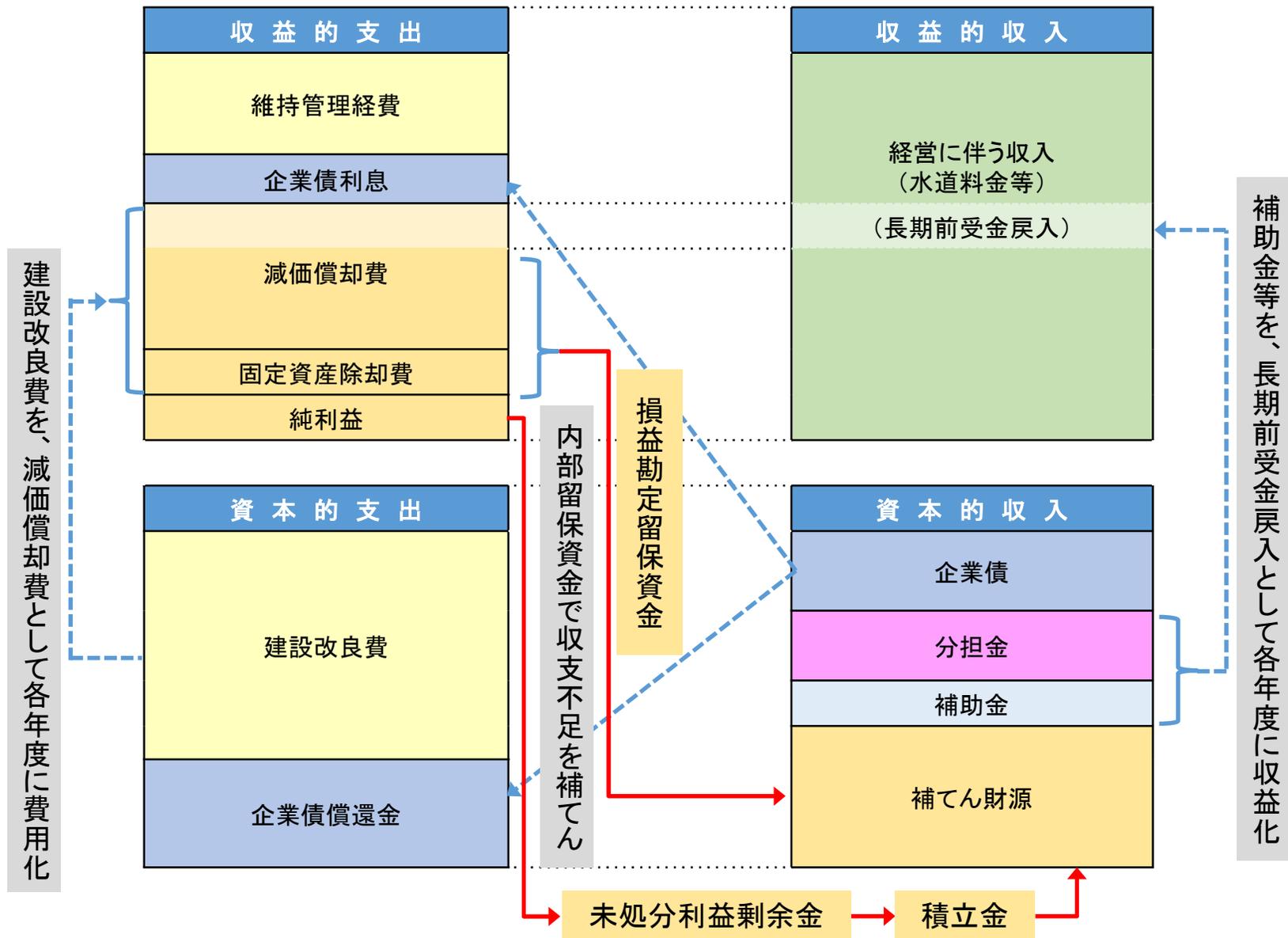
資産の部		負債の部	
1 固定資産	4,055,423,856	3 固定負債	814,107,954
2 流動資産	612,683,350	4 流動負債	217,107,322
		5 繰延収益	1,278,626,599
		負債合計	2,309,841,875
		資本の部	
		6 資本金	2,322,009,582
		7 剰余金	36,255,749
		資本合計	2,358,265,331
資産合計	4,668,107,206	負債資本合計	4,668,107,206

左半分は「企業の持ちもの」
企業の財産がどのような状態で、いくらあるか把握できます。

右半分は「資産の源泉」
企業の財産がどのような財源でつくられたか把握できます。

(2) 公営企業会計の仕組み 2/2

【収益的収支と資本的収支の関係】



3 水道事業の財政状況

(1) 収益的収支

水道施設の維持・管理や浄水処理、給水など、水道事業の日々の活動で発生する収入及び支出

(単位:千円・税抜)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (決算見込)	
収益的収入	営業収益	429,514	428,071	450,480	471,764	477,392
	うち 給水収益	393,258	391,623	413,682	432,614	432,318
	営業外収益	91,732	63,878	57,357	115,854	110,108
	うち 他会計補助金	8,229	2,021	0	51,830	52,432
	うち 長期前受金戻入	57,830	60,113	56,534	63,536	57,056
	特別利益	0	0	3,855	1,241	0
	収入合計	521,246	491,949	511,692	588,859	587,500
収益的支出	営業費用	506,287	521,151	518,100	546,675	571,246
	うち 職員給与費	40,251	41,262	45,181	57,212	58,973
	うち 受水費	233,249	231,506	230,157	239,072	262,725
	うち 減価償却費	140,270	143,363	147,073	149,110	154,104
	営業外費用	17,805	16,888	15,278	16,633	15,525
	うち 企業債利息	17,582	16,312	15,087	13,538	12,224
	特別損失	0	0	552	0	0
	支出合計	524,092	538,039	533,930	563,308	586,771
	当期純利益(△は純損失)	△2,846	△46,090	△22,238	25,551	729

(2) 資本的収支

配水管の布設・更新、施設の耐震化など投資活動で発生する収入及び支出

(単位:千円・税込)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (決算見込)
資本的収入	分担金	26,980	21,235	12,260	22,227	10,274
	補助金(府補助金)	2,881	1,034	9,320	22,107	11,519
	企業債	24,000	75,000	27,000	78,000	71,000
	出資金	4,200	14,700	0	0	0
	有価証券売却収入	0	0	97,166	0	0
	収入合計	58,061	111,969	145,746	122,334	92,793
資本的支出	建設改良費	134,883	184,191	124,954	226,712	180,996
	うち 職員給与費	14,791	15,318	15,468	16,280	16,801
	企業債償還金(元金)	40,551	46,412	56,733	59,227	63,092
	支出合計	175,434	230,603	181,687	285,939	244,088
差引(△は不足額)		△117,373	△118,634	△35,941	△163,605	△151,295
補てん財源	消費税等資本的収支調整額	6,904	11,249	8,235	14,729	12,608
	過年度分損益勘定留保資金	110,469	107,385	27,706	148,876	138,687

(3) 貸借対照表

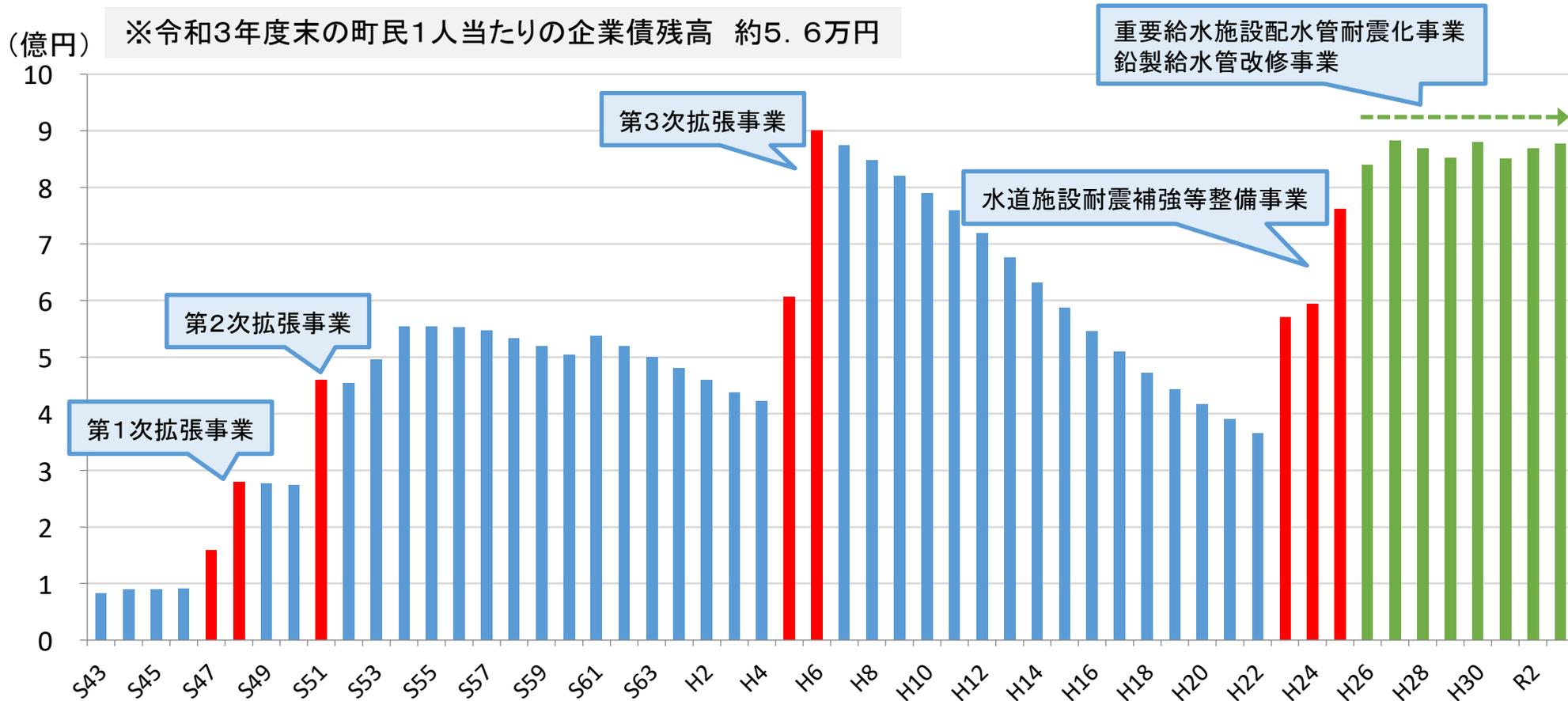
水道事業が保有する資産、負債及び資本を、総括的に表示した財務諸表

(単位:千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (決算見込)	
資産	固定資産	4,079,473	4,103,548	3,995,507	4,048,567	4,055,424	
	流動資産	681,647	661,700	655,301	699,226	612,683	
	うち 現金・預金	607,376	581,018	560,857	592,805	516,652	
	資産合計	4,761,120	4,765,248	4,650,808	4,747,793	4,668,107	
負債	固定負債	813,107	828,568	793,531	806,236	814,108	
	流動負債	182,246	239,531	194,528	269,370	217,107	
	繰延収益	1,380,153	1,342,925	1,330,763	1,314,650	1,278,626	
	負債合計	2,375,506	2,411,024	2,318,822	2,390,256	2,309,841	
負債・資本	資本	資本金	2,307,310	2,322,010	2,322,010	2,322,010	2,322,010
		うち 固有資本金	4,335	4,335	4,335	4,335	4,335
		うち 出資金	93,800	108,500	108,500	108,500	108,500
		剰余金(利益剰余金)	78,304	32,214	9,976	35,527	36,256
		うち 未処分利益剰余金	37,901	△8,189	△30,427	△4,876	△4,147
		資本合計	2,385,614	2,354,224	2,331,986	2,357,537	2,358,266
負債・資本合計		4,761,120	4,765,248	4,650,808	4,747,793	4,668,107	

(4) 企業債残高の推移

- ・水道事業では、これまで拡張事業や水道施設の耐震補強事業の財源として企業債を活用してきました。
- ・現在、重要給水施設配水管耐震化事業及び鉛製給水管改修事業を進めていますが、配水管布設替に係る事業費(補助金等を充当した額を除く。)の約8割を企業債で賄っています。



(5) 水道料金について 1/2

料金体系

- ・二部料金制 …… 基本料金と従量料金を組み合わせた体系
- ・口径別料金体系 …… 口径の大きさに応じて基本料金を設定する体系
- ・逦増型従量料金制 …… 使用水量の増加に応じて段階的に単価が高くなる体系

料金表

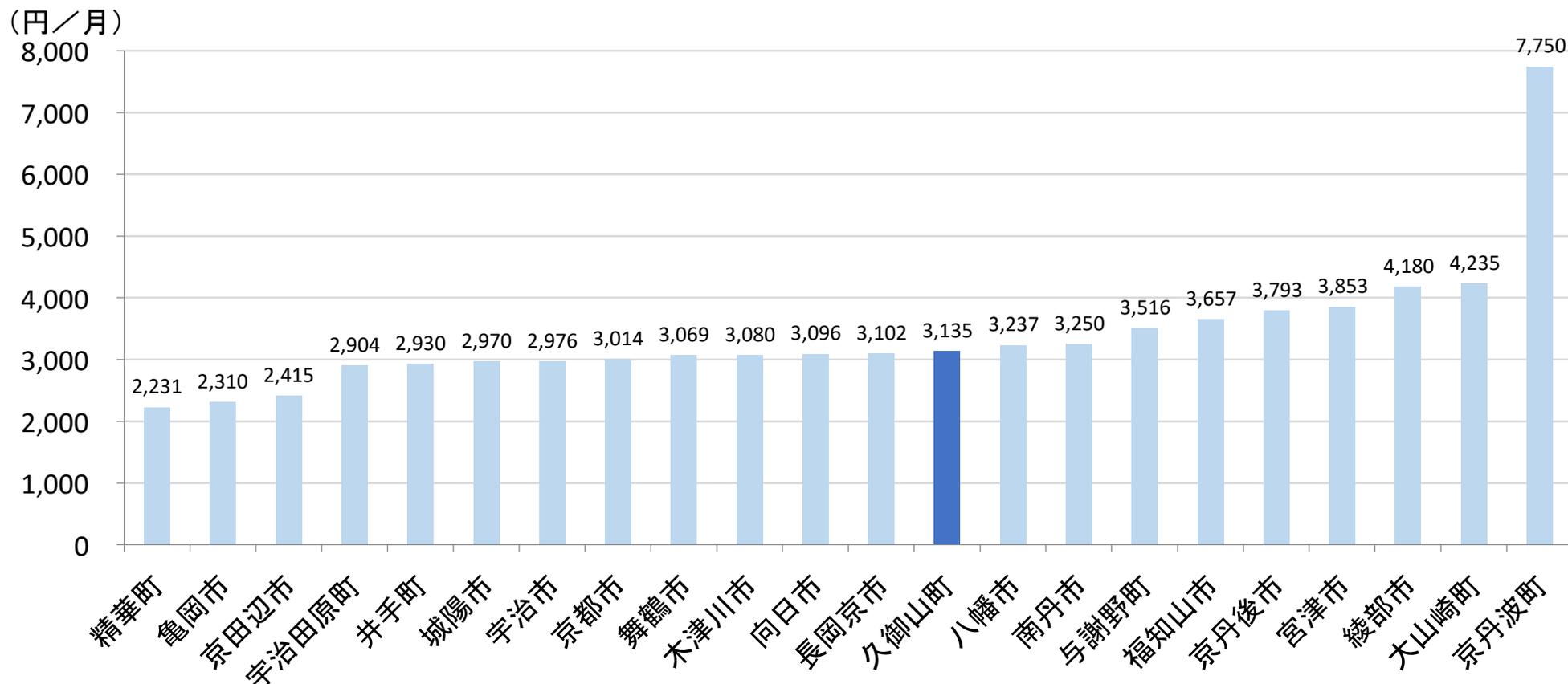
(税抜)

口径	基本料金 (1か月)	従量料金(使用水量1m ³ につき)				
		10m ³ まで	11m ³ から 20m ³ まで	21m ³ から 500m ³ まで	501m ³ から 3,000m ³ まで	3,001m ³ 以上
~20mm	1,000円	40円	145円	160円	180円	200円
25mm	1,500円					
30mm	3,000円					
40mm	12,000円					
50mm	25,000円					
75mm	60,000円					
100mm	110,000円					
150mm	250,000円					
200mm	500,000円					

(5) 水道料金について 2/2

京都府下22市町の水道料金を比較すると、久御山町は中間よりやや高い料金となっています。

一般家庭用・月20m³使用した場合の水道料金(メーター使用料を含む。)で比較
(令和4年4月1日現在・税込額)



※ 各市町の例規集等(HP掲載)により調査したものであり、実際の料金の適用日とは異なる場合があります。
京都府26市町のうち、上水が簡易水道のみの4町を除いています。